

商品形態「重量検品ピッキングカート」不正競争行為差止等請求事件：東京地裁
平成 28(ワ)39582・平成 29 年 9 月 28 日（民 49 部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

商品形態における特定出所の二次的意味，商品形態の特別顕著性・周知性，
不競法 2 条 1 項 1 号の不正競争行為

【事案の概要】

本件は，原告が，原告の販売する別紙原告商品表示目録（但し，同目録中「約 10°」とは「10° ± 1°」を意味する。）記載の形態的特徴を有する重量検品ピッキングカート（以下「原告商品」という。）の形態が原告の商品等表示として需要者の間に広く認識される状態に至っていたところ，被告が販売を開始した別紙被告商品目録記載の重量検品ピッキングカート（支柱等が赤色のものに限らない。以下「被告商品」という。）の形態は原告商品の形態と類似し，これと混同を生じさせるから，被告による被告商品の販売が，不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の不正競争行為に当たる旨主張して，被告に対し，同法 3 条 1 項及び 2 項に基づき，被告商品の譲渡等の差止め及び被告商品の廃棄を求める（前記第 1 の 1， 2）と共に，同法 4 条に基づき，損害賠償金 3 億 0 4 0 0 万円の一部である 4 4 0 0 万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める（前記第 1 の 3）事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者

原告（ユニパルス株式会社）は，ストレンゲージ・荷重・変位・トルク・振動などのセンサー，並びに光学機器・メカトロニクス機器・エレクトロニクス機器の開発・製造・販売を業とする株式会社である。

被告（島津エス・ディー株式会社）は，コンピュータのシステム・ソフトウェアの開発，設計及び販売，コンピュータ関連機器の開発及び販売等を業とする株式会社である。

(2) 重量検品ピッキングカート

重量検品ピッキングカートは，物流センターで出荷商品を仕分けるなどのために使用される。すなわち，重量検品ピッキングカートは，物流センターにおいて，作業員が各出荷先への商品をピッキングするための折りたたみコンテナ，トレイ，段ボール等に乗せるカートで，ピッキングの際に，予め登録された商品の重量に基づき，商品及びその個数の検品を行う機能を有する。

このようなピッキングカートは，多品種の商品を場合によって少量でも出荷しなくてはならない日用雑貨品を取扱う物流センター，更に現在では個人の商品購入において大きな割合を占めるインターネットその他の通信販売に関わる物流センター等において需要があり，使用されている。

(3) 原告及び被告による重量検品ピッキングカートの販売

原告及び被告は、それぞれ重量検品ピッキングカートを製造及び販売している。原告の製造販売する重量検品ピッキングカートのうち、別紙原告商品表示目録記載①及び②の形態的特徴（以下、それぞれ「本件特徴①」のようにいう。但し、同目録中「約10°」とは「10°±1°」を意味する。）を有するものが、原告商品である。また、被告は、平成27年2月から、被告商品の販売を開始した。

2 争点

(1) 不正競争防止法2条1項1号所定の不正競争の成否（争点1）

ア 原告商品の形態が周知な商品等表示といえるか（争点1-1）

イ 原告商品と被告商品の形態の類似性及び混同のおそれの有無（争点1-2）

(2) 被告の故意の有無（争点2）

(3) 損害額（争点3）

【判 断】

1 争点1-1（原告商品の形態が周知な商品等表示といえるか）について

(1) 商品の形態と商品等表示性

不正競争防止法2条1項1号にいう「商品等表示」とは、「人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの」をいうところ、商品の形態は、商標等と異なり、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないが、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有するに至る場合がある。そして、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有し、不正競争防止法2条1項1号にいう「商品等表示」に該当するためには、①商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しており（特別顕著性）、かつ、②その形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていること（周知性）を要すると解するのが相当である。

(2) 原告商品の形態の特別顕著性について

ア 原告の主張について

(ア) 原告は、原告商品の形態における本件特徴①及び②が、特異な形態として、原告の商品であることを示す商品等表示性を獲得している旨主張するところ、そこにおける本件特徴①及び②は、具体的には、次のとおりである。

「①上下段にピッキングされた商品を入れるコンテナ、段ボール、トレイ等を置く計量台が作業者の奥側から手前側に向かって下方向に約10°（10°±1°）傾斜し、

②カート上段の左右端に設置された2本の把持部の先端が略半円状に上向きに湾曲している。」

(イ) しかし、商品の形態が出所表示機能を有する前提となる顕著な特徴とは、需要者が取引の場面において商品の形態を見た場合に、その特徴の有無を認識区別することができるものでなければならぬことは当然であるところ、原告の主張する本件特徴①のうち、計量台の傾斜角度については、それが $10^{\circ} \pm 1^{\circ}$ （すなわち、 9° から 11° まで）の範囲内に含まれるか否かを需要者が取引の場面において厳密に認識区別することができるとは到底認められず、需要者が認識区別できるのは、せいぜい計量台が緩やかに前傾していること程度に止まるというべきである。したがって、原告の上記主張は、その点において既に採用できないものであるが、以下では、原告の主張する本件特徴①が「上下段にピックアップされた商品を入れるコンテナ、段ボール、トレイ等を置く計量台が作業者の奥側から手前側に向かって下方向に緩やかに前傾し、」（以下「本件特徴①'」という。）という趣旨を含むと善解した場合について、更に検討を進めることとする。

イ 本件特徴①' の特別顕著性について

(ア) 後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 次の重量検品ピックアップカートは、いずれも、奥側から手前側に向かって下方向に緩やかに傾斜した計量台という構成を備えている。

株式会社イシダが、遅くとも平成18年（2006年）には製造販売している「さいまるカート」（乙4, 5）（別紙他商品目録記載1参照）（なお、原告は、同商品が平成18年頃の短期間に販売され、現在は市場に存在しない旨主張するが、同事実を認めるに足りる証拠はない。）

株式会社IHIエスキューブが、遅くとも平成20年（2008年）には販売している「計量検品ピックアップカート（4ハカリ）」（乙6）（別紙他商品目録記載2参照）

株式会社岡村製作所が、遅くとも平成21年（2009年）には製造販売している「ピックアップカートシステム」（乙7, 8）（別紙他商品目録記載3参照）

株式会社寺岡精工が、遅くとも平成21年（2009年）には製造販売している「AIピックアップカート」（乙9, 10）

株式会社椿本チェーンが、遅くとも平成22年（2010年）には製造販売している「つばきクイックカート」（乙11）

b また、次のピックアップカートは、いずれも、奥側から手前側に向かって下方向に緩やかに傾斜した台を備えている。

被告が、平成11年（1999年）、ホクショー株式会社に対して納入したピックアップカート（乙13ないし乙15）

被告が、遅くとも平成13年（2001年）には製造販売し、宣伝広告を行っているピックアップカートシステム「PPWシリーズ」（乙16）

株式会社アルゴシステムが、遅くとも平成23年（2011年）には製造販売している「ピックアップカート」（乙18・2頁左下の写真）

(別紙他商品目録記載4参照)

- c その他、ショッピングカート等において、被收容物を收容するためのかご等を載置する部分を奥側から手前側に向かって下方方向に緩やかに傾斜させる構造は、次のように、従来から最近に至るまで多数存在している。

平成7年(1995年)3月7日付け出願に係る意匠登録第1066217号公報(乙19)

平成10年(1998年)11月13日付け出願に係る意匠登録第1072135号公報(乙20)

平成15年(2003年)2月28日付け出願に係る意匠登録第1197416号公報(乙21)

平成29年3月時点におけるインターネットによるショッピングカート等の検索結果(乙22の1ないし9・11)

- (イ) 以上のとおり、被告商品の販売が開始された平成27年2月時点までに、奥側から手前側に向かって下方方向に緩やかに傾斜した計量台という構成を備えている重量検品ピッキングカートや、奥側から手前側に向かって下方方向に緩やかに傾斜した台を備えているピッキングカートが相当数存在し、その他にも、ショッピングカート等において、被收容物を收容するためのかご等を載置する部分を奥側から手前側に向かって下方方向に緩やかに傾斜させる構造も従来から多数存在したものである。これらの事実によれば、重量検品ピッキングカートにおいて、「上下段にピッキングされた商品を入れるコンテナ、段ボール、トレイ等を置く計量台が作業者の奥側から手前側に向かって下方方向に緩やかに前傾し、」という構成(本件特徴①')は、ごくありふれた構成というべきであり、それが、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴であるとは到底認められない。

ウ 本件特徴②の特別顕著性について

- (ア) 後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 次の重量検品ピッキングカートはいずれも、先端を略半円状ないしそれに近い形状に上向きに湾曲させた2本の(独立した)把持部を備えている。

被告が、遅くとも平成13年(2001年)には製造販売し、宣伝広告を行っているピッキングカートシステム「APWシリーズ」(乙16)(別紙他商品目録記載5参照)

株式会社インダが、遅くとも平成18年(2006年)には製造販売している「さいまるカート」(乙4,5)(別紙他商品目録記載1参照)

株式会社IHIエスキューブが、遅くとも平成20年(2008年)には販売している「計量検品ピッキングカート(4ハカリ)」(乙6)

(別紙他商品目録記載2参照)

株式会社椿本チエインが、遅くとも平成22年(2010年)には製造販売している「つばきクイックカート」(乙11)

日本ファイリング株式会社が、遅くとも平成27年(2015年)には製

造販売している「AMCスリムカート」（乙12）

- b また、次のピックアップカートは、いずれも、先端を略半円状ないしそれに近い形状に上向きに湾曲させた2本の（独立した）把持部を備えている。

トヨタL&F（株式会社豊田自動織機の社内カンパニー）が、遅くとも平成22年（2010年）には製造販売しているピックアップカート（乙24・7枚目右上の写真）

株式会社タクテックが、遅くとも平成21年（2009年）には製造販売している「ピックアップカート システム」（乙17）、及び遅くとも平成24年（2012年）には製造販売しているピックアップカート（乙25）

株式会社近江屋が、遅くとも平成26年（2014年）には製造販売している「イレクター製ピックアップカート」（乙26）

- c その他、ベビーカーにおいても、把持部の先端が上向きの略半円状ないしそれに近い形状となっているものは、次のように、多数存在する。

平成29年3月時点におけるインターネットによるベビーカーの検索結果（乙27の1ないし18）

- (イ) 以上のとおり、被告商品の販売が開始された平成27年2月時点までに、先端を略半円状ないしそれに近い形状に上向きに湾曲させた2本の（独立した）把持部という構成を備えている重量検品ピックアップカートやピックアップカートが相当数存在し、その他にも、ベビーカーにおいて、把持部の先端が上向きの略半円状ないしそれに近い形状となっている構成も多数存在するものである。これらの事実によれば、重量検品ピックアップカートにおいて、「カート上段の左右端に設置された2本の把持部の先端が略半円状に上向きに湾曲している」という構成（本件特徴②）も、ごくありふれた構成というべきであり、それが、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴であるとは到底認められない。

エ 特別顕著性についての小括

上記イ及びウのとおり、本件特徴①'及び②は、いずれもありふれた形態というべきであり、客観的に他の同種商品と異なる顕著な特徴とはいえない。なお、ありふれた形態を併せただけでは、顕著な特徴とはいえないし、そもそも、上記イ及びウのとおり、本件特徴①'及び②の両方を備える他の同種製品も、被告製品の販売開始時まで存在している（株式会社イシダの「さいまるカート」（乙4及び乙5）、株式会社IHIエスキューブの「計量検品ピックアップカート（4ハカリ）」（乙6）、株式会社椿本チェーンの「つばきクイックカート」（乙11））。

したがって、原告の主張を善解してもなお、原告商品の形態は、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しているということとはできず、不正競争防止法2条1項1号の商品等表示には当たらない。

（なお、上記認定のとおり、本件特徴①'及び②は、原告により独占的に使用されてきたとは認められないし、また、原告の製造販売する重量検品ピ

ッキングカートに係るカタログ（甲1～4）及び広告記事等（甲5の1ないし12, 6, 17～50）においても、本件特徴①'及び②が商品の特徴として強調されているとは認められないから、これらの事情によれば、本件特徴①'及び②が原告の商品等表示として周知になっているとも認められない。）

2 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件は、原告が販売する原告商品表示目録記載の形態的特徴を有する「重量検品ピッキングカート」の形態が、原告の商品等表示として需要者間に周知の形態に至っていたところ、被告が販売開始した被告商品目録における同一商品の形態が原告商品の形態と類似し、これと混同を生じさせるから、被告による商品販売は不競法2条1項1号の不正競争行為に当たると原告が主張した事案であるところ、裁判所は原告の主張はいずれも理由がないと判断したのである。

2. 裁判所は、まず不競法2条1項1号にいう「商品等表示」の概念について、「商品の形態は、商標等と異なり、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないが、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有するに至る場合があるから、そのような場合は、①特別顕著性と②周知性を要すると解するのが相当である」と説示するのである。

そして、原告の主張に対して裁判所は、本件特徴①'について、「上下段にピッキングされた商品を入れるコンテナ、段ボール、トレイ等を置く計量台が作業者の奥側から手前側に向かって下方向に緩やかに前傾し、（以下、「本件特徴①'」という。）という趣旨を含むと善解した場合について」検討を進めることにしたというが、あえて善解しなければならない必然性は本件にはあるのだろうか、疑問である。

しかる後に裁判所は、「本件特徴①'」の特別顕著性について検討したが、当該計量台の構成態様については、多くのメーカー製品から類似の形態が公知であることが証明されたり、意匠公報も発行されていることから、「本件特徴①'」は他の同種商品と異なる顕著な特徴があるとは到底認められない、と認定したのである。

また、「本件特徴②」の形態についても、他のメーカーにおいても見られるものであるから、他の同種商品と異なる顕著な特徴であるとは到底認められない、と認定したのである。

そうすると、原告の主張を善解してもなお、原告商品の形態は客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しているものということとはできないから、不競法2条1項1号の商品等表示には当たらない、と判断したのである。妥当といえる判決である。

[牛木 理一]